



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎 週 火 曜 日

目 次

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例
 [教育委員会事務局調査課] 2330

告 示

指定管理者の指定（神戸市立甲南山手駅前自転車駐車場ほか）
 [建設局道路部管理課] 2330

指定管理者の指定（神戸市立三宮駐車場ほか）
 [建設局道路部管理課] 2335

指定管理者の指定（神戸市和田岬駅前駐車場ほか）
 [建設局道路部管理課] 2336

有料公園の供用時間の変更（布引公園）
 [建設局公園砂防部管理課] 2336

神戸市港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定
 [みなと総局経営企画部総務課] 2336

地縁による団体の認可（花隈自治会）
 [市民参画推進局参画推進部地域力強化推進課] 2337

神戸港の臨港地区の分区の指定
 [みなと総局技術部計画課] 2338

指定管理者の指定（神戸市産業振興センター）
 [産業振興局工業課] 2338

指定管理者の指定（神戸市立自然休養村管理センター）
 [産業振興局農政計画課] 2339

指定管理者の指定（神戸市立水産体験学習館）
 [産業振興局農水産課] 2339

平成20年産の水稻に係る農作物共済加入者への共済金の支払額の決定
 [産業振興局農業振興センター] 2339

放置自転車等の撤去及び保管
 [建設局西建設事務所] 2340

道路法による道路の区域の決定及びその供用開始（市道前開51号線）
 [建設局道路部管理課] 2341

道路法による道路の区域の決定及びその供用開始（市道菖蒲が丘49号線ほか）
 [建設局道路部管理課] 2341

道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（市道鈴蘭台2号線）
 [建設局道路部管理課] 2342

道路法による道路の区域の変更及びその供用開始（市道淡河里146号線）
 [建設局道路部管理課] 2342

公 告

大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（ジェームス山サティ）
 [産業振興局商業課] 2343

大規模小売店舗立地法による届出及び添付書類の縦覧（神姫西神ショッピングセンター）
 [産業振興局商業課] 2346

特定調達契約に係る一般競争入札による落札者の決定（事業系ごみ有料指定袋の購入）
 [行財政局財政部経理課] 2348

西二郎地区まちづくり協定の締結
 [都市計画総局計画部地域支援室] 2348

作業業務委託の見積り合わせ参加資格の認定（平成21・22年度発掘調査事業）
 [教育委員会事務局社会教育部文化財課] 2349

譲受人及び借受人の公募（西神流通業務団地）
 [みなと総局経営企画部企業誘致課] 2349

特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（市民税公的年金特別徴収制度対応に伴う税務オンラインシステムの改修業務）
 [行財政局主税部税制課] 2351

開発行為に関する工事の完了（東灘区鴨子ヶ原）
 [建設局総務部宅地開発指導課] 2352

区 役 所

行旅死亡人 [西区保健福祉部保護課] 2352

教 育 委 員 会

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則
 [教育委員会事務局総務部調査課] 2353

条 例

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月19日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市条例第27号

神戸市立学校設置条例の一部を改正する条例

神戸市立学校設置条例（昭和39年3月条例第87号）の一部を次のように改正する。

別表2 神戸市立荒田小学校の項の次に次のように加える。

神戸市立夢野の丘小学校

東山町4丁目20

別表2 神戸市立菊水小学校の項，神戸市立鶴越小学校の項，神戸市立夢野小学校の項及び神戸市立東山小学校の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は，平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 神戸市立夢野の丘小学校の位置は，平成21年4月1日から教育委員会規則で定める日までの間は，改正後の別表2の規定にかかわらず，神戸市兵庫区鶴越町10番1号とする。

告 示**神戸市告示第555号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月19日

神戸市長 矢 田 立 郎

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立甲南山 手駅前自転車駐 車場	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 三木 喬夫	平成21年4月1 日から平成25年 3月31日まで

神戸市立摂津本山駅前自転車駐車場			
神戸市立JR住吉駅前自転車駐車場	神戸市東灘区住吉本町2丁目13番1号 森田ビル 特定非営利活動法人コミュニティ・サポートセンター神戸 理事 中村 順子		
神戸市立岡本駅前自転車駐車場	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 三木 喬夫		
神戸市立深江駅前自転車駐車場			
神戸市立青木駅前自転車駐車場			
神戸市立魚崎駅前自転車駐車場			
神戸市立阪神御影駅前自転車駐車場	神戸市東灘区御影本町6丁目15番17号 特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク 理事 村山 メイ子		
神戸市立阪急御影駅前自転車駐車場	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 三木 喬夫		
神戸市立六甲道駅前自転車駐車場			
神戸市立六甲駅前自転車駐車場			

神戸市立新在家 駅前自転車駐 車場			
神戸市立大石 駅前自転車駐 車場			
神戸市立王子 公園駅前自 転車駐車場			
神戸市立灘 駅前自転車 駐車場			
神戸市立阪急 春日野道 駅前自転車 駐車場	東京都中央区八丁堀1丁目5番1号本 八重洲ビル 日駐管理株式会社		
神戸市立三宮 駅前自転車 駐車場	代表取締役 松浦 孝		
神戸市立元町 駅前自転車 駐車場			
神戸市立神戸 駅前自転車 駐車場			
神戸市立高速 神戸駅前自 転車駐車場			
神戸市立湊川 駅前自転車 駐車場			
神戸市立新開 地駅前自転 車駐車場			
神戸市立和田 岬	神戸市中央区海岸通6番地		

駅前自転車駐 車場	国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 徳田 英治
神戸市立兵庫 駅前自転車駐 車場	東京都中央区八丁堀 1 丁目 5 番 1 号本 八重洲ビル
神戸市立山の 駅前自転車駐 車場	日駐管理株式会社 代表取締役 松浦 孝
神戸市立北鈴 蘭台駅前自転 車駐車場	
神戸市立鈴蘭 台駅前自転車 駐車場	
神戸市立西鈴 蘭台駅前自転 車駐車場	
神戸市立田尾 寺駅前自転車 駐車場	
神戸市立神鉄 道場駅前自転 車駐車場	
神戸市立岡場 駅前自転車駐 車場	
神戸市立高速 長田駅前自転 車駐車場	東京都中央区日本橋蛸殻町 1 丁目 11 番 1 号 サイカパーキング株式会社
神戸市立西代 駅前	代表取締役 森井 博

前自転車駐車場			
神戸市立新長田駅前自転車駐車場			
神戸市立鷹取駅前自転車駐車場	神戸市長田区海運町3丁目3番8号 特定非営利活動法人たかとりコミュニティセンター 理事 神田 裕		
神戸市立名谷駅前自転車駐車場	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目11番1号		
神戸市立妙法寺駅前自転車駐車場	サイカパーキング株式会社 代表取締役 森井 博		
神戸市立須磨海浜公園駅前自転車駐車場			
神戸市立須磨駅前自転車駐車場			
神戸市立板宿駅前自転車駐車場			
神戸市立塩屋駅前自転車駐車場	神戸市垂水区塩屋町字南谷876番地の23 特定非営利活動法人輝しおや 理事 小野 愛子		
神戸市立滝の茶屋駅前自転車駐車場	大阪市北区堂島浜2丁目1番9号 株式会社駐輪サービス 代表取締役 三木 喬夫		
神戸市立垂水駅前			

前自転車駐車場		
神戸市立くがの 自転車駐車場		
神戸市立舞子駅 前自転車駐車場		
神戸市立西舞子 駅前自転車駐 車場		
神戸市立学園都 市駅前自転車駐 車場		
神戸市立伊川谷 駅前自転車駐 車場		
神戸市立西神中 央駅前自転車駐 車場		
神戸市立木幡駅 前自転車駐車場		
神戸市立栄駅前 自転車駐車場		

神戸市告示第556号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月19日

神戸市長 矢田 立 郎

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市立三宮駐 車場	神戸市兵庫区新開地1丁目3番24号 神戸電鉄株式会社 代表取締役 原田 兼治	平成21年4月1 日から平成25年 3月31日まで
神戸市立花隈駐 車場	神戸市中央区脇浜町2丁目10番26号 神鋼不動産株式会社 代表取締役 吉田 達樹	

神戸市立湊川公園駐車場	神戸市兵庫区新開地 1 丁目 3 番 24 号 神戸電鉄株式会社 代表取締役 原田 兼治
神戸市立鈴蘭台駐車場	神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 財団法人神戸市都市整備公社 理事 鶴来 紘一
神戸市立細田駐車場	東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号 パーク二四株式会社 代表取締役 西川 光一
神戸市立新長田駐車場	

神戸市告示第557号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月19日

神戸市長 矢田 立郎

公の施設の名称	指定管理者	指定期間
神戸市和田岬駅前駐車場	神戸市中央区海岸通 6 番地 国際ライフパートナー株式会社 代表取締役 徳田 英治	平成21年 4 月 1 日 日から平成25年 3 月 31 日まで
神戸市長田北町駐車場	神戸市中央区浜辺通 5 丁目 1 番 14 号 財団法人神戸市都市整備公社 理事 鶴来 紘一	
神戸市新長田駅前駐車場		
神戸市舞子駅前駐車場	東京都千代田区有楽町 2 丁目 7 番 1 号 パーク二四株式会社 代表取締役 西川 光一	

神戸市告示第558号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年 3 月規則第117号）第 5 条第 3 項の規定により、布引公園を平成20年12月23日(火)、平成20年12月24日(木)の 2 日間、供用時間を午前10時から午後 8 時までとする。

平成20年12月19日

神戸市長 矢田 立郎

神戸市告示第559号

神戸市港湾環境整備負担金条例（昭和55年 3 月条例第35号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項の規定により、平成19年度に実施した港湾工事のうち、次に掲げる工事を同条第 1 項に規定する負担対象工事に指定する。

平成20年12月22日

神戸市長 矢田 立郎

負担対象工事の種類及び名称	負担対象工事の完了した日	負担対象工事に要した費用	条例第4条第1号の割合	負担対象工事に係る負担区域	負担対象工事の完了した日に現に当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地の面積の合計
条例第2条第1項第1号に掲げる工事（ポートアイランド（第2期）西緑地整備工事及び新港1突緑地整備工事及びポーアイしおさい公園整備工事）	平成20年 3月31日	403,000,000円	21分の1	神戸港臨港地区及び設置予定区域	17,244,615㎡
条例第2条第1項第2号に掲げる工事（緑地の清掃，管理業務及び街路植栽等管理業務）	平成20年 3月31日	154,854,845円	2分の1	神戸港臨港地区	15,238,466㎡
条例第2条第1項第4号に掲げる工事（港内海面清掃工事）	平成20年 3月31日	95,459,744円	2分の1	神戸港臨港地区及び神戸港港湾区域	16,144,025㎡

神戸市告示第560号

地縁による団体について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので，同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成20年12月22日

神戸市長 矢田 立郎

1 名称

花隈自治会

2 規約に定める目的

本会は，地域の安全・安心の維持，文化の向上，会員相互の親睦並びに福利の増進を目的とし，次の事業を行う。

- (1) 会員居住地域の環境整備，防災整備。
- (2) 講演会，見学会及び懇親会の開催。
- (3) 諸官公庁並関係諸団体との連絡，協力及び必要事項の提唱とその増進。
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業。

3 区域

神戸市中央区花隈町全域とする。

- 4 主たる事務所
神戸市中央区花隈町17番12号
- 5 代表者の氏名
濱野 勲
- 6 代表者の住所
神戸市中央区花隈町23番21号
- 7 裁判所による代表者の職務執行の停止
なし
- 8 職務代行者の選任
なし
- 9 代理人
なし
- 10 規約に定めた解散の事由
なし
- 11 認可年月日
平成20年12月17日

神戸市告示第569号

神戸港の臨港地区の分区の指定について（平成5年3月告示第364号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月24日

神戸港港湾管理者 神戸市
代表者 神戸市長 矢田 立郎

表商港区の項中「及び脇浜海岸通の一部」を「、神戸空港の一部及び脇浜海岸通の一部」に、「神戸市みなと総局技術本部計画課」を「神戸市みなと総局技術部計画課」に改め、同表工業港区の項中「神戸市みなと総局技術本部計画課」を「神戸市みなと総局技術部計画課」に改め、同表マリーナ港区の項中「神戸市みなと総局技術本部計画課」を「神戸市みなと総局技術部計画課」に改め、同表修景厚生港区の項中「及び脇浜海岸通の一部」を「、神戸空港の一部及び脇浜海岸通の一部」に「神戸市みなと総局技術本部計画課」を「神戸市みなと総局技術部計画課」に改める。

神戸市告示第570号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月25日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 公の施設
神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
神戸市産業振興センター
- 2 指定管理者
神戸市中央区東川崎町1丁目8番4号
財団法人神戸市産業振興財団
理事長 森脇 俊道

3 指定期間

平成21年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

神戸市告示第571号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成20年12月25日

神戸市長 矢田 立郎

1 公の施設

神戸市北区山田町衝原字道南13番地の1
神戸市立自然休養村管理センター

2 指定管理者

神戸市北区山田町衝原字道南13番地の1
特定非営利活動法人 山田の里自然学校
代表理事 奥部 尚美

3 指定期間

平成21年 4月 1日から平成22年 3月31日まで

神戸市告示第572号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年12月25日

神戸市長 矢田 立郎

1 公の施設

神戸市立水産体験学習館

2 指定管理者

神戸市西区押部谷町高和字性海寺山1557番地の1
財団法人 神戸みのりの公社
理事長 沼田 太稔

3 指定期間

平成21年 4月 1日から平成25年 3月31日まで

神戸市告示第573号

平成20年産の水稲に係る農作物共済加入者への共済金の支払額を決定したので、神戸市農業共済条例（昭和43年 3月条例第45号）第35条の2の規定により、農作物共済加入者ごとに共済金の支払額、農作物共済減収量、共済金の支払期日及び共済金の支払方法を次のとおり公表する。

平成20年12月25日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 共済金の支払額

神戸市産業振興局農業振興センターに備置き of 図書のとおり

- 2 農作物共済減収量
前項の図書のとおり
- 3 共済金の支払期日
平成20年12月25日
- 4 共済金の支払い方法
口座振替の方法

神戸市告示第584号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条第2項（同条例第12条第2項において準用する場合を含む。）の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成21年1月13日

神戸市長 矢田 立郎

- 1 自転車等の保管及び返還の場所，自転車等が置かれ，又は放置されていた場所，撤去し，及び保管した自転車等の台数，撤去し，及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり
- 2 保管期間
この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）
- 3 返還事務を行う時間
 - (1) 北保管所及び岡場保管所
 - ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して7日以内
 - ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して8日以降
 - ア) 火曜日 木曜日 午後3時から午後7時まで
 - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - (2) 月が丘保管所
 - ア 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して7日以内
 - ア) 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - イ 自転車等を撤去し，及び保管した日から起算して8日以降
 - ア) 水曜日 午後3時から午後7時まで
 - イ) 土曜日 午後1時から午後5時まで
 - (3) 前2号に掲げる自転車等の保管所以外の自転車等の保管所
 - ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで
 - イ 土曜日 午後1時から午後5時まで
- 4 返還を受けるために必要な事項
自転車等の利用者等は，当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは，その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。
- 5 その他
この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないとき

は、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車の台数	撤去し、及び保管した年月日	問い合わせ先
西区高塚台 6 丁目 西神保管所 電話 992 - 3763	西神中央駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 4台	平成20年12月3日	西区玉津町今津字宮の西333番の1 建設局西建設事務所 電話 912 - 3750
		原動機付自転車 1台		
		自転車 13台 原動機付自転車 2台	平成20年12月10日	
	自転車 11台	平成20年12月17日		
	西管内長期路上放置	自転車 38台 原動機付自転車 7台	平成20年11月27日より 平成20年12月17日	
西区学園西町 3 丁目 2 番地 学園都市保管所 電話 795 - 4618	学園都市駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 2台	平成20年12月4日	
		自転車 3台	平成20年12月9日	
		自転車 1台 原動機付自転車 1台	平成20年12月16日	
	学園都市駅周辺自転車駐輪場 長期放置	自転車 1台		
	伊川谷駅周辺自転車等放置 禁止区域	自転車 1台	平成20年12月16日	
	伊川谷駅周辺自転車駐輪場 長期放置	自転車 5台		

神戸市告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、平成21年1月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成21年1月27日まで一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	前開51号線	神戸市西区伊川谷町前開字櫻本115番 2地先から 神戸市西区伊川谷町前開字大池ノ尻73 番1地先まで	436.00	最大 8.70 最小 4.30

神戸市告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、平成21年1月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成21年1月27日まで一般の縦覧に供する。

平成21年 1月13日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田立郎

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	菖蒲が丘49号線	神戸市北区菖蒲が丘 1丁目22番 4地先から 神戸市北区菖蒲が丘 1丁目22番 5地先まで	338.00	6.00
	菖蒲が丘50号線	神戸市北区菖蒲が丘 1丁目22番66地先から 神戸市北区菖蒲が丘 1丁目22番58地先まで	93.00	6.00
	菖蒲が丘51号線	神戸市北区菖蒲が丘 1丁目22番84地先から 神戸市北区菖蒲が丘 1丁目22番76地先まで	93.00	6.00

神戸市告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成21年1月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成21年1月27日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月13日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	鈴蘭台2号線	神戸市北区鈴蘭台南町 3丁目 35番 5地先から	新	13.30	6.00
		神戸市北区鈴蘭台南町 3丁目 35番 3地先まで	旧	13.30	最大 6.00 最小 5.50

神戸市告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、平成21年1月14日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路部管理課に備え置いて、平成21年1月27日まで一般の縦覧に供する。

平成21年1月13日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	淡河里146号線	神戸市北区淡河町東畑字上ノ 沢331番 1地先から	新	95.50	最大 9.00 最小 4.00
		神戸市北区淡河町東畑字上ノ 沢327番地先まで	旧	167.50	2.00

公 告

神戸市公告第505号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成20年12月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成20年12月22日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジェームス山サティ

神戸市垂水区青山台7丁目7番1号

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所及び法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	代表取締役 川本 敏雄
株式会社三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
株式会社大谷	新潟県中蒲原郡亀田町亀田工業団地1丁目3番5号	代表取締役 大谷 勝彦
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿1丁目19番10号	代表取締役 花谷 洋二
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田7丁目22番17号	代表取締役 水野 純
株式会社ティンクル	滋賀県長浜市勝町803番地	代表取締役 松本 規義
株式会社ミカサシステムデザインコーポレーション	堺市山田4丁目1976番1号	代表取締役 笠松 猛夫
エステール株式会社	東京都新宿区住吉町8丁目12番プラザ曙橋	代表取締役 丸山 朝
有限会社ギー	神戸市垂水区つつじヶ丘4丁目8番1号	代表取締役 難波 司
株式会社スモール・プラネット	東京都八王子市子安町2丁目2番13号	代表取締役 吉野 廣樹
藤久株式会社	名古屋市名東区高社1丁目210番	代表取締役 後藤 薫徳

株式会社鈴丹	名古屋市昭和区広路通2丁目5番地	代表取締役 小林 史夫
株式会社ビューカンパニー	大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル11F	代表取締役 松村 洋祐
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3丁目13番18号	代表取締役 上田 稔夫
株式会社エルメ	大阪市中央区瓦町1丁目6番10号	代表取締役 上野 善博
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1号	代表取締役 江尻 義久
スナップス販売株式会社	千葉県美浜区中瀬2番6号	代表取締役 西原 浩二
株式会社テンファッションズ	大阪市西成区梅南1丁目7番31号	代表取締役 茶谷 章一
有限会社ドウマルナカ	神戸市中央区三宮町1丁目8番地1の238号	代表取締役 中振 公治
株式会社長井珈琲	神戸市垂水区桃山台5丁目1番6号	代表取締役 長井 尚三
有限会社あきんど	兵庫県加古川市加古川町北在家2518番	代表取締役 安原 大松
有限会社ラシェーナ	大阪府松原市天美我堂2丁目453の2	代表取締役 和田 友香
大崎ベジフル株式会社	兵庫県加古川市野口町長砂707番地	代表取締役 坂田 勝彦
株式会社ベベ	神戸市中央区港島中町6丁目8番2号	代表取締役 細川 数夫
その他1区画(記載省略)		

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	代表取締役 松井 博司
株式会社三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
株式会社大谷	新潟市中央区弁天2丁目3番18号	代表取締役 大谷 勝彦
株式会社ザ・クロックハウス	東京都新宿区新宿1丁目19番10号	代表取締役 花谷 洋二
株式会社パスポート	東京都品川区西五反田7丁目22番17号	代表取締役 水野 純
株式会社ティンクル	滋賀県長浜市勝町803番地	代表取締役 松本 規義
株式会社ミカサシステムデザインコーポレーション	堺市西区山田4丁目1976番1号	代表取締役 笠松 猛夫
エステール株式会社	東京都新宿区住吉町8丁目12番プラザ曙橋	代表取締役 丸山 朝

有限会社ギー	神戸市中央区港島中町 6 丁目 7 番	代表取締役 難波 司
株式会社スモール・プラネット	東京都八王子市子安町 2 丁目 2 番13号	代表取締役 吉野 廣樹
藤久株式会社	名古屋市名東区高社 1 丁目 210番	代表取締役 後藤 薫徳
株式会社鈴丹	名古屋市昭和区広路通 2 丁目 5 番地	代表取締役 小林 史生
株式会社ビューカンパニー	大阪市淀川区宮原 4 丁目 3 番 39号	代表取締役 福谷 智之
株式会社ファイブフォックス	東京都渋谷区千駄ヶ谷 3 丁目 60番 7 号	代表取締役 上田 稔夫
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字 七本松27番地の 1 号	代表取締役 江尻 義久
スナップス販売株式会社	高知県高知市本町 4 丁目 1 番 16号	代表取締役 成岡 富士夫
株式会社テンファッションズ	大阪市西成区梅南 1 丁目 7 番 31号	代表取締役 林田 和昭
有限会社ドウマルナカ	神戸市中央区三宮町 1 丁目 8 番地 1 の238号	代表取締役 中振 公治
株式会社長井珈琲	神戸市垂水区桃山台 5 丁目 1 番 6 号	代表取締役 長井 尚三
有限会社あきんど	兵庫県加古川市加古川町北在家 2518番	代表取締役 安原 大松
大崎ベジフル株式会社	兵庫県加古川市野口町長砂 707番地	代表取締役 坂田 勝彦
株式会社三日月百子	大阪市中央区西心斎橋 2 丁目 1 番 3 号	代表取締役 物河 昭
株式会社オハラ	神戸市長田区長田町 1 丁目 3 番 1 - 221号	代表取締役 小原 宏
株式会社ワッツオースリー販売	大阪市中央区城見 1 丁目 4 番 70号	代表取締役 越智 正直
株式会社エンドレス・エンタープライズ	兵庫県尼崎市東難波町 3 - 1 - 21	代表取締役 泥 恵一
その他 1 区画 (記載省略)		

3 変更の年月日

株式会社ファイブフォックスは平成19年10月1日、株式会社オハラは平成19年10月15日、株式会社ビューカンパニーは平成19年10月31日、有限会社ラシェーヌは平成19年12月31日、株式会社三日月百子は平成20年2月2日、株式会社エルメは平成20年2月29日、スナップス販売株式会社は平成20年3月1日、株式会社大谷は平成20年4月1日、株式会社エンドレス・エンタープライズは平成20年4月5日、株式会社マイカルは平成20年5月30日、株式会社テンファッションズは平成20年6月6日、株式会社ワッツオースリー販売は平成20年9月1日、株式会社ベベは平成20年9月30日。

4 変更する理由

株式会社マイカル及び株式会社テンファッションズは代表者変更のため、株式会社大谷及び株式会社ファイブフォックスは住所変更のため、株式会社鈴丹は代表者名錯誤のため、株

株式会社ビューカンパニー及びスナップス販売株式会社は代表者変更及び住所変更のため、株式会社エルメ、有限会社ラシェーナ及び株式会社ベベは退店のため、株式会社三日月百子、株式会社オハラ、株式会社ワッツオースリー販売及び株式会社エンドレス・エンタープライズは新規入店のため。

- 5 届出年月日
平成20年12月16日
- 6 縦覧期間
平成20年12月22日から平成21年4月21日まで
- 7 縦覧場所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館7階
神戸市産業振興局商業課

神戸市公告第506号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定が準用する同法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び同条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成20年12月22日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

平成20年12月22日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
神姫西神ショッピングセンター
神戸市西区王塚台7丁目131番1号
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所及び法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	代表取締役 川本 敏雄
株式会社三城	東京都中央区銀座2丁目7番17号	代表取締役 多根 裕詞
株式会社オハラ	神戸市長田区長田町1丁目3番1-221号	代表取締役 小原 宏
株式会社スイートガーデン	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566-1	代表取締役 小池 和則
株式会社売経	滋賀県大津市におの浜3丁目4番17号	代表取締役 松室 一成

有限会社ビーエイト	兵庫県加古郡播磨町二子416番地	代表取締役 塚崎 妙子
有限会社オカノ薬局	兵庫県明石市大明石町1丁目5番25号	代表取締役 岡野 吉秀
有限会社ユミ化粧品	兵庫県明石市西明石南町2丁目18番1号	代表取締役 佐々木 久
スナップス販売株式会社	千葉市美浜区中瀬2番6号	代表取締役 西原 浩二
株式会社高栄建設	兵庫県明石市松江90番地	代表取締役 高橋 八郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 宏光
その他1区画(記載省略)		

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社マイカル	大阪市中央区久太郎町3丁目1番30号	代表取締役 松井 博司
株式会社オハラ	神戸市長田区長田町1丁目3番1-221号	代表取締役 小原 宏
株式会社スイートガーデン	京都市下京区烏丸通五条下る大坂町400番地	代表取締役 小池 和則
株式会社売経	滋賀県大津市におの浜3丁目4番17号	代表取締役 松室 一成
有限会社ビーエイト	兵庫県加古郡播磨町二子416番地	代表取締役 塚崎 妙子
有限会社ユミ化粧品	兵庫県明石市西明石南町2丁目18番1号	代表取締役 佐々木 久
スナップス販売株式会社	高知県高知市本町4丁目1番16号	代表取締役 成岡 富士夫
株式会社高栄建設	兵庫県明石市松江90番地	代表取締役 高橋 八郎
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濑2丁目38番地	代表取締役 河合 宏光
その他1区画(記載省略)		

3 変更の年月日

スナップス販売株式会社は平成20年3月1日、株式会社マイカル及び株式会社三城は平成20年5月30日、株式会社スイートガーデンは平成20年10月1日、有限会社オカノ薬局は平成20年11月9日。

4 変更する理由

株式会社マイカルは代表者変更のため、株式会社三城及び有限会社オカノ薬局は退店のため、株式会社スイートガーデンは住所変更のため、スナップス販売株式会社は代表者変更及び住所変更のため。

5 届出年月日

平成20年12月16日

- 6 縦覧期間
平成20年12月22日から平成21年 4月21日まで
 - 7 縦覧場所
神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号
神戸市役所本庁舎 1号館 7階
神戸市産業振興局商業課
-

神戸市公告第508号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7年政令第372号）第 4条に規定する特定調達契約に係る一般競争入札により落札者を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年 3月規則第120号。以下「規則」という。）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成20年12月24日

神戸市長 矢 田 立 郎

- 1 落札に係る物品の名称及び調達の種類
事業系ごみ有料指定袋の購入
 - 2 数量
4 450,000枚
 - 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局財政部経理課
神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号
 - 4 落札者を決定した日
平成20年10月29日
 - 5 落札者の氏名及び住所
有限会社 淡路
代表取締役 井上 佳典
南あわじ市市福永362番地の 7
 - 6 落札金額
3 468万6 500円
 - 7 契約の相手方を決定した手続
規則第10条の規定により定めた予定価格の105分の100に相当する価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者としました。
 - 8 規則第27条の 5 第 1項において読み替える規則第 4条の規定による公告を行った日
平成20年 9月17日
-

神戸市公告第509号

神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第 9条第 1項の規定により西二郎地区まちづくり協定を締結したので、同条第 3項の規定により公告します。

平成20年12月25日

神戸市長 矢 田 立 郎

神戸市公告第516号

平成21・22年度において本市が行う発掘調査事業に伴う作業業務委託の見積り合わせ参加資格の認定を行いますので、当該資格の認定に関する申請書（見積り参加資格審査申請書）を次のとおり提出してください。

平成21年 1月13日

神戸市長 矢田 立郎

1 見積り合わせに参加する者に必要な資格

神戸市契約規則（昭和39年 3月規則第120号。以下「規則」という。）第3条に規定する資格を備える者であること。ただし、規則第3条第3項第2号に規定する資格については、次に掲げるものとする。

- (1) 平成21年 2月 1日（以下「基準日」という。）の前日までに引き続き 2年以上その営業に従事していること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項各号に掲げる中小企業団体（以下単に「中小企業団体」という。）にあっては、構成員である組合員が基準日の前日までに引き続き 2年以上その営業に従事していること。
- (2) 平成21・22年度神戸市物品供給等競争入札参加資格の認定を受けているもの、および平成21年度取得見込のもの。

2 見積り参加資格審査申請書の提出方法**(1) 提出期間**

平成21年 2月 3日(月)から同月17日(月)まで（神戸市の休日を定める条例（平成 3年 3月条例第28号）第2条第1項第1号及び第2号に掲げる本市の休日を除く。）

午前 9時30分から午後 4時まで（午前11時30分から午後 1時15分までを除く。）

(2) 提出先

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号 神戸市役所本庁舎 3号館 7階

神戸市教育委員会事務局社会教育部文化財課埋蔵文化財指導係

(3) 提出方法

持参すること。

(4) 提出書類

次に掲げる書類を提出してください。

ア 平成21・22年度見積り参加資格審査申請書

イ 印鑑証明書（平成20年11月 1日以降に発行されたもの。）

ウ 登記簿謄本（商業登記簿又は組合に関する登記簿をいう。）又は登記事項に関する全部証明書（平成20年10月15日以降に発行されたもの。）

エ 納税証明書（平成20年12月 1日（国税については、同年12月 1日）以降に発行されたもの。）

オ 発掘調査（試掘調査は含まない）業務経歴書（土木・建築等工事は除く）

カ 技術者経歴書

キ その他本市の指示する書類

神戸市公告第517号

西神流通業務団地の譲受人及び借受人の公募を次のとおり行います。

平成21年 1月13日

神戸市

代表者 神戸市長 矢田 立郎

1 分譲又は賃貸区画

所在	地目	面積(概測)
神戸市西区見津が丘3丁目17番(予定)の一部	宅地	約10,000㎡

注① 契約は実測面積の数量にて締結させていただきます。

② 区画は分割(ただし1,500㎡以上)が可能です。お申し込みの前にご相談ください。

③ 当該区画は流通業務地区(準工業地域)です。流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第5条の規定により、建設できる施設については制限を受けます。

④ 当該区画は準工業地域、建ぺい率は60%、容積率は200%です。

⑤ その他、当該区画を含む区域は「神戸複合産業団地地区計画(平成17年11月29日変更)」により整備・開発及び保全の方針が定められています。

2 公募期間

平成21年1月27日(火)から同年2月2日(月)まで

3 土地の引渡し

土地の引渡しは土地譲渡代金もしくは即納金、又は権利金もしくは保証金、その他本市にお支払いいただく金銭が完納された後、土地引渡書により行います。なお、引渡し時期は平成21年7月以降の予定です。

4 譲受人及び借受人の決定

譲受人及び借受人は、申込書の内容にもとづき、選考のうえ決定し、申込者に通知します。

5 公募期間後の措置

当該公募期間中に譲受け及び借受けの申込みがなかった区画(ただし、区画を分割した後の残区画も含む。)については、期間終了後(ただし、平成21年9月30日までに契約する申込みが対象。)、先着順により申込みを受け付け、別途書類選考のうえ譲受人又は借受人を決定するものとします。

6 分譲に関する事

(1) 分譲価格

1平方メートル当たり135,000円

(2) 土地譲渡代金

1平方メートル当たりの分譲価格に分譲面積(実測面積)を乗じた額とし、1,000円未満は切り捨てとします。

(3) 土地譲渡代金の納入方法

一括払い又は分割払い(契約締結時の即納金を含め10回の元金均等払。ただし、2年次の支払いより延納利息が発生します。)

7 賃貸に関する事

(1) 事業用借地(借地借家法第23条第2項、第3項)による場合

① 期間 10年～20年

*20年を超える借地期間の設定は認めません。

② 権利金 なし

③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額300円

④ 保証金 賃貸料(月額)の12か月分～18か月分に相当する額

(2) 普通借地による場合

① 期間 30年

② 権利金 分譲価格の25%に相当する額(返還不可)

③ 賃貸料 1平方メートル当たり月額170円

④ 保証金 賃貸料(月額)の6か月分に相当する額

(3) 賃貸料等の納入方法

公募のしおりに定めるところによります。

8 申込み条件等

(1) 対象事業者

流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第5条の各号に定める施設のうち、流通業務施設（卸売施設、運輸施設又は倉庫施設）及びこれらに付帯する施設を自ら経営しようとする者。なお、上記施設を自ら建設して、流通業務施設を経営しようとする事業者にリース等をする場合も含まれます。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他

- ① 当該区画を一体的に利用することを前提に分譲と賃貸を併用することも可能です。ただし、賃貸面積は分譲面積を上回らないものとし、それぞれの場合における土地利用及び当該区画上の建物等の配置又は構造等については別途協議させていただきます。
- ② 当該区画について賃貸借契約を締結し、借受けた場合においても、将来当該地を譲り受けることは可能です。ただし、分譲価格は当該区画を将来譲渡する時点の更地価格によるものとし、ます。
- ③ 当該区画の一部で工事を行っており、工事完成後の用地の形状は公募開始時と異なります。

9 公募のしおり及び申込用紙の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成21年 1月13日(火)から同年 2月 2日(月)まで

(2) 配布場所

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

神戸市役所本庁舎 1号館23階

神戸市みなと総局経営企画部企業誘致課 / 電話（078）322 - 5703（直通）

10 申込みの受付場所及び問い合わせ先

配布場所と同じです。

11 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

神戸市公告第518号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第11条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

平成21年 1月13日

神戸市長 矢田 立郎

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

市民税公的年金特別徴収制度対応に伴う税務オンラインシステムの改修業務

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

神戸市行財政局主税部税制課

神戸市中央区加納町 6丁目 5番 1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成20年10月31日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社日立製作所

神戸支店長 平岡 秀樹

神戸市中央区雲井通7丁目1番1号

5 随意契約に係る契約金額

166,360,425円

6 契約の相手方を決定した手続

次項に規定する理由により、第4項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。

7 随意契約による理由

既に調達をした物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）につき、既調達物品等に接続して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるため。

神戸市公告第519号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成21年 1月13日

神戸市長 矢田 立郎

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目10番5,10番8

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目10番21号

蛭子 毅

3 許可番号

平成20年 8月21日 第5907号

区 役 所

神戸市西区公告第32号

行旅死亡人について

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年3月28日法律第93号）第9条の規定により、行旅死亡人を次のとおり公告します。

平成20年12月16日

神戸市西区長 宮野 愛治

1 本籍・住所・氏名 不詳

2 年齢・性別 推定年齢55～65歳・男性

3 身体的特徴 身長156センチ，一部白髪交じりの黒髪，右側頭下部から右鎖骨の上部に医療器具と判断される白色ワイヤー様のものが通り，後頭下部に手術によると思われる金具が2箇所あり

4 死因 高度腐敗のため不明

- 5 死亡年月日 平成20年 8月頃推定
- 6 発見年月日 平成20年11月14日
- 7 発見場所 神戸市西区伊川谷町前開116番地 北側山中
- 8 遺留金品 現金200円

教育委員会

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年12月19日

神戸市教育委員会
委員長 久 寶 一 郎

神戸市教育委員会規則第7号

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則の一部を改正する規則

神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年7月教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条の2中「第42条」を「第34条」に改める。

別表第1中

「

御影（鴨子ヶ原2（1番を除く。）・3（32番を除く。）を加える。）	御影	御影塚町1～4，御影本町1～8，御影石町1～3，御影中町1・3・5・7，御影浜町
	御影北	御影町，御影石町4，御影中町2・4・6・8，御影山手1～6，鴨子ヶ原1・3（32番）・住吉山手4（12番50号・13番1～12号・17番）

を

」

「

御影（鴨子ヶ原2（1番を除く。）・3（32番を除く。）を加える。）	御影	御影塚町1～4，御影本町1～8，御影石町1～3，御影中町1・3・5・7，御影浜町
	御影北	御影，御影郡家，御影石町4，御影中町2・4・6・8，御影山手1～6，鴨子ヶ原1・3（32番）・住吉山手4（12番50号・13番1～12号・17番）

に，

」

「

夢野(東山町1～4, 荒田町1(22番101号) 〔長田区〕房王寺町6・7, 長田天神町3, 滝谷町1～3を除く。)	菊水	菊水町1～5, 大同町4・5, 湊川町1～4, 氷室町1, 熊野町1・2, 北山町, 夢野町1・2
	鶴越	菊水町6～9・10(山麓線以北を除く。), 熊野町3～5, 夢野町3・4, 氷室町2, 鶴越町(山麓線以北の市道菊水鶴越線以西を除く。), 小山町, 鶴越筋, 清水町
	夢野	菊水町10(山麓線以北), 鶴越町(山麓線以北の市道菊水鶴越線以西), 滝山町 〔長田区〕房王寺町6・7, 長田天神町3, 滝谷町1～3
	東山	東山町1～4, 荒田町1(22番101号), 湊川町5～10
湊川(東山町1～4, 荒田町1(22番101号)を加える。)	会下山	松本通1～8, 荒田町1(20～21・22番(101号を除く。)), 上沢通1～8, 会下山町1～3, 大井通1～3, 新開地1(4番(西部)), 下沢通2～8, 中道通2～8

を

「

夢野	夢野の丘	北山町, 菊水町, 熊野町, 大同町4・5, 氷室町, 湊川町, 夢野町, 小山町, 鶴越筋, 清水町, 鶴越町, 滝山町, 東山町, 〔長田区〕房王寺町6・7, 長田天神町3, 滝谷町
湊川	会下山	松本通1～8, 荒田町1(20～22番), 上沢通1～8, 会下山町1～3, 大井通1～3, 新開地1(4番(西部)), 下沢通2～8, 中道通2～8

に,

「

雲雀丘(滝谷町1～3を加える。)	雲雀丘	鶯町1～4, 大日丘町1～3, 萩乃町2・3, 一里山町(1・2・10番(北部)), 雲雀ヶ丘1～3, 檜川町2(4番1～15・16号(北部))・3, 源平町(18・19番を除く。) 〔兵庫区〕里山町
------------------	-----	---

」

	丸山	源平町(18・19番), 檜川町1・2(4番1~15・16号(北部)を除く。), 長田天神町7, 高東町1~3, 長者町, 丸山町1~4, 西丸山町1~3, 花山町1~2, 鹿松町1~3, 東丸山町, 萩乃町1, 一里山町(1・2・10番(北部)を除く。), 堀切町(19番1~4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5~17号・8・9番) 〔須磨区〕妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)	を
丸山(大丸町1, 片山町3・4, 寺池町3, 房王寺町6・7, 長田天神町3を加える。)	名倉	長田天神町1・2・4~6, 名倉町1~5, 片山町5, 大丸町2・3, 房王寺町3~5, 明泉寺町1・2・3(7番5~17号・8・9番を除く。), 堀切町(19番1~4号・20番)	
	室内	四番町1~4, 五番町1~6, 六番町1~6, 七番町, 房王寺町1・2, 重池町1・2, 前原町1・2	

雲雀丘	雲雀丘	鶯町1~4, 大日丘町1~3, 萩乃町2・3, 一里山町(1・2・10番(北部)), 雲雀ヶ丘1~3, 檜川町2(4番1~15・16号(北部))・3, 源平町(18・19番を除く。) 〔兵庫区〕里山町	
	丸山	源平町(18・19番), 檜川町1・2(4番1~15・16号(北部)を除く。), 長田天神町7, 高東町1~3, 長者町, 丸山町1~4, 西丸山町1~3, 花山町1~2, 鹿松町1~3, 東丸山町, 萩乃町1, 一里山町(1・2・10番(北部)を除く。), 堀切町(19番1~4号・20番を除く。), 明泉寺町3(7番5~17号・8・9番) 〔須磨区〕妙法寺(高取山, アチラムキ, やぶなか, やぶなか下, やぶなかノ上, やぶなかノ中, やぶなかノ下, 風早, 池ノ尻)	に,

丸山(大丸町1, 片山町3・4, 寺池町3を加える。)	名倉	長田天神町1・2・4～6, 名倉町1～5, 片山町5, 大丸町2・3, 房王寺町3～5, 明泉寺町1・2・3(7番5～17号・8・9番を除く。), 堀切町(19番1～4号・20番)
	室内	四番町1～4, 五番町1～6, 六番町1～6, 七番町, 房王寺町1・2, 重池町1・2, 前原町1・2

「

多聞東(学が丘1を加える。)	多聞東	学が丘2～5	を
	小東山	学が丘6・7, 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小東山, 小東山本町, 小東台	

「

多聞東(学が丘1を加える。)	多聞東	学が丘2～5	に,
	小東山	学が丘6・7, 多聞町, 名谷町(神戸淡路鳴門自動車道以西), 小東山, 小東山本町, 小東台, 小東山手	

「

桜が丘	木津	秋葉台1～3, 桜が丘東町4～6, 桜が丘中町6, 桜が丘西町6, 押部谷町(木見, 木津, 木幡), 見津が丘1～4	を
	桜が丘	桜が丘東町1～3, 桜が丘中町1～5, 桜が丘西町1～5	

「

桜が丘	木津	秋葉台1～3, 桜が丘東町4～6, 桜が丘中町6, 桜が丘西町6, 押部谷町(木見, 木津, 木幡), 見津が丘	に,
	桜が丘	桜が丘東町1～3, 桜が丘中町1～5, 桜が丘西町1～5	

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、夢野中学校、夢野の丘小学校、湊川中学校、会下山小学校、雲雀丘中学校及び丸山中学校にかかる規定については、平成21年4月1日から施行する。